



子どもが輝き、教職員が安心して働ける学校を ～各市町教委と校長会への要請～ その1

尾北教労は、6月から7月にかけて、各市町教育委員会と管内校長会に対し、前期の要請を行いました。そこで示された各市町の状況や取り組みの要旨を、今号と次号の2回に分けてお伝えします。

また、犬山市内の中学校で起きたわいせつ事案への犬山市・犬山市教委の対応について、先生方から疑問や不安の声が寄せられ、尾北教労としても「適切ではない」と判断し、申し入れを行いました。裏面で紹介します。

少人数学級の早期実現を

学級在籍数が少なければ、先生が子どもの様子をよりつかみやすくなります。子どもの心も安定し、先生の負担も減ります。尾北教労は毎年、「30人以下学級の実現」を要請してきました。



愛知県では現在、小1～5と中1で35人学級が実現しています。小6や中2、中3の現状を確認したところ、市町によっては40人近い児童生徒を抱えている学級があるとのことでした。そうした実態に対しては、担任する先生方の負担を考え、校務分掌や持ち時間数で配慮するなどの対応が必要だと考えます。

一方、犬山市では、小学校で常勤講師、中学校で非常勤講師（専科）を市独自で加配し、小学校全学年と中1、そして一部の中学校の2年と3年で少人数学級を実現しています。さらには35人学級で終わらずに、30人以下学級を目指したいとのことでした。学校からの要望があれば、35人以下でも常勤講師を配置し学級数を増やすという意向も示されました。

今後は、どの市町でも小学校だけでなく、中学校でも全学年35人学級が実現されるよう、国や県に要請していくことが求められています。

コロナ5類、給食・マスク

新型コロナウイルス感染症の分類が、5月に2類相当から5類へと緩和されました。これまで制限されていた学習活動が再開され、コロナ前の学校の姿が戻ってきました。給食についても、前向きではなく、グループや向かい合っただけの会食が可能となりましたが、各学校、学級により差があり、まだ前向き給食を継続している所が少なからずあるようです。

5月に5類になりましたが様子見をしながら、そのまま夏休みに入ってしまったことも考えられます。

学校給食法の目標の一つに、「学校生活を豊かにし、明るい社交性及び共同の精神を養うこと」とあるように、給食は栄養補給だけでなく、子ども達がコミュニケーションをとりながら心情を育むために必要なものです。

市町教委からは「グループ会食していると思うが…」「実態をつかみたい」といった回答をしたところもありました。

子ども達の心身の健全発達のため、9月からはどの学校、学級でもグループや向かい合っただけの会食ができるよう要請しました。

またマスクについても、子どもの命を守る観点から、熱中症の恐れがある時や体育時には、積極的に外すよう呼びかけることを要請しました。

研修履歴の簡素化を

教員免許更新制が廃止され、今年度から「新たな研修制度」が導入されました。本来研修は、教員が自主的自発的に行うものであり、押し付けられるものではありません。押し付けられないこと、負担軽減をすることを要請しました。

愛知県教育委員会が示した「研修履歴ポートフォリオ」には13もの研修が記入された記入例が示されています。この例示通り、校外・校内で多くの研修を記入しなければならない、と思ってしまうことが懸念されます。

県教委は愛教労との交渉で「主なもの3つというのはあくまで例示」「必ず3つということではない」「各学校でやっている研修を書けばよい」と見解を示しました。このことを市町教育委員会に伝え、簡素化を図るよう要請しました。市町教委からは「押し付けにならないようにしたい」「3つ書く必要はないと思っている」といった見解を示したところもありました。

※続きは次号へ

2023年7月18日

犬山市 市長 原 欣伸 様
犬山市教育委員会 教育長 滝 誠 様

尾北教職員労働組合
執行委員長 小山 晃範

「教職員のわいせつ行為撲滅のための取組とアンケート調査」に関する申し入れ

日頃は、犬山市の教育の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、6月初旬に発生した市内中学校の教職員による生徒へのわいせつ事案には、組合としても大きな衝撃を受けています。当該校の管理職や犬山市教育委員会におかれましては、何よりも被害者の立場に寄り添った丁寧で慎重な対応を継続して行うようお願いいたします。

その後、「教職員のわいせつ行為撲滅」を名目として、6月23日付で、市内小中学校の保護者宛に、市長と教育長の連名で、「教職員のわいせつ行為撲滅のための取組とアンケート調査の実施について」が出されました。市内の全小中学校から「わいせつ行為」をなくしたいという市長と教育長の強い思いが伝わるものです。しかし、組合としては、ここで挙げられている取組やアンケート調査について、多くの問題があるものと考えています。

そもそも今回の非違行為についての責任の所在は、第一義的には当該教諭にあり、次に指導監督する責務を負う当該校の校長、そして教育委員会にあります。そうであるのにも関わらず、市内小中学校の全教員を対象に「わいせつ行為・セクハラ」チェックシートの実施と提出を求め、全保護者にアンケート調査をお願いしました。これは、今回の非違行為における責任と、追究の対象が間違っているのではないのでしょうか。「教員はほっておけばわいせつ行為にいたるものだ」という偏見・前提があつての対応とも捉えられ、真面目に一生懸命働いている教員に対する敬意が全く見られません。保護者による教員の信用を失墜させる行為とも言えます。

アンケート調査自体についても、先生や大人を信頼している子どもの心情や発達段階の程度を配慮しない、一方的なお願いではないのでしょうか。

各学校では「子ども・保護者と教職員の間には不信感を生じさせたり、信頼関係を損なったりする事態になるのではないか」「きちんとした状況が把握されず、一方的にわいせつ事案として決めつけられてしまうのではないか」など、不安や疑問の声が職員の間から聞かれています。

それゆえ、組合として下記の内容について申し入れます。よく検討して対処していただくようお願いいたします。

記

- 1 わいせつ行為の再発防止のためには、「わいせつチェックシート」や「保護者アンケート」のような対応を行うのではなく、専用の相談窓口の設置、学校の養護教諭の複数化、スクールカウンセラーの配置、支援員の増員など、子どもや保護者が相談しやすい体制を整えること。
- 2 今回行ったアンケートについて、保護者から寄せられた事案については、関係者から実際の状況について丁寧に聞き取るなど正確に状況を把握する。管理職からの一方的な決めつけや圧力的な言動がなされないようにすること。
- 3 「問題といえることではない」事案だったとしても、当該の教職員にとっては、調査の対象になったこと自体で精神的なダメージを受ける。適切な事後処理を行い、風評被害が生じないようにすること。
- 4 匿名でのアンケートでは、背景や状況が理解されず、一方的な見方に陥る可能性がある。悩みや問題が生じた場合は、懇談や相談といった双方向での話し合いの場をもち、共通理解を図ることを大切にしたり取り組みを主にして対応を進めていくこと。
- 5 学校現場の問題については、市長や教育長からのトップダウンの指示ではなく、現場の教職員や子ども・保護者の声を丁寧に聞いて対応すること。

以上